

大阪狭山市文化会館指定管理者 SAYAKAホール活性化事業補助金要綱

（目的）

第1条 市民の自主的な芸術文化活動を促進し、大阪狭山市の文化施設である SAYAKAホールが有効且つ積極的に活用されることを目的とする。

（名称）

第2条 この補助金の名称を「文化の花咲かそ補助金」と称する。

（申請・応募資格）

第3条 大阪狭山市内で文化活動を行う者が1人以上を有し、創造意欲をもって自主的に文化活動を実践されている団体又は個人とする。

（対象公演・催事）

第4条 SAYAKAホールを会場として活用されるもので、次に定めるいずれかの項目に該当する内容を持つもの。

- 1) 企画に創造的な発想があり、活動する団体、個人に今後の成長・発展が期待される。
 - 2) 新しい造形物へのチャレンジ精神に富んでいるもの。
 - 3) 地域として価値があり、継続すべき事業、公演。
- 2 他の補助金の申請や交付をされていない事業。

（選考及び指定）

第5条 申請のあった公演・催事について、「文化の花咲かそ補助金」選考委員会で審査・選考を行い指定する。

- 2 補助金指定決定後に該当事業の中止又は内容変更を行う場合は、所定の書式により、中止又は内容変更を届けねばならない。大幅な内容変更を行う時は再審査となる。

（補助金の額）

第6条 補助金は、1人又は1団体につき上限を30万円とする。

- 2 補助金決定額は、審査内容により申請額と異なる場合がある。

（補助金交付の申請）

第7条 第3条、第4条により指定され、補助金の交付を受けようとする者は「文化の花咲かそ補助金」申請書類を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 応募要項、申請書類は別に定める。

（事業結果報告と補助金の支払い）

第8条 事業を行った者は、その終了後30日以内に所定の書類により結果報告を指定管理者に提出し、指定管理者は報告を受け、適正と認めたものについて補助金を支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。